

平成 30 年第 9 回稲城市教育委員会定例会

1 平成 30 年 9 月 19 日、午後 2 時から、消防署講堂において、平成 30 年第 9 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
城所 正彦
今泉 浩史
澁谷 香織
小島 文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	石田 昭男
教育指導担当部長	渡辺 恭秀
教育総務課長	大塚 広満
学務課長	中島 英
指導課長	岸 知聡
生涯学習課長	関口 美鈴
体育課長	安藝 宏延
学校給食課長	佐藤 知子
図書館課長	佐藤 由美子

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長	齋藤 晃二
教育総務課教育総務係	鈴木 奏子

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 日程第 1 | 会議録署名委員の指名 |
| (2) 日程第 2 | 会期の決定 |
| (3) 日程第 3 | 教育行政報告 |
| (4) 日程第 4 | 第 26 号議案
「平成 30 年度稲城市教育委員会職員の人事について」 |
| (5) 日程第 5 | 第 27 号議案
「稲城市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則」 |
| (6) 日程第 6 | 第 28 号議案
「稲城市教育委員会会議規則の一部を改正する規則」 |
| (7) 日程第 7 | 第 29 号議案
「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」 |

- (8) 日程第8 第30号議案
「稲城市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則」
- (9) 日程第9 第31号議案
「稲城市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則」
- (10) 日程第10 第32号議案
「稲城市教育委員会公印規則の一部を改正する規則」
- (11) 日程第11 第33号議案
「稲城市教育委員会教育長の職務代理者を定める規則を廃止する規則」
- (12) 日程第12 第34号議案
「教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程」
- (13) 日程第13 協議事項
- (14) 日程第14 報告事項

委員長　それでは、ただいまから、平成30年第9回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員」について、お諮りいたします。前例に従いまして委員長指名といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、澁谷委員にお願いいたします。

次に、日程第2　「会期の決定」について、お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

次に、本日は議事進行の都合により、日程第3　教育行政報告、日程第5　第27号議案、日程第6　第28号議案、日程第7　第29号議案、日程第8　第30号議案、日程第9　第31号議案、日程第10　第32号議案、日程第11　第33号議案、日程第12　第34号議案、日程第14　報告事項を先に行い、その後、日程第4　第26号議案、日程第13　協議事項を行うことといたします。

その前に、前回の定例会の第22号議案の質問に対する回答を、教育総務課長よりお願いいたします。教育総務課長。

教育総務課長　前回の教育委員会で今泉委員からご質問がありました、第22号議案の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定依頼について」におきまして、第1条による改正の新旧対照表において、給料、旅費及びその他給料を給与及び旅費に改正するのであれば、別表第1で給料月額とあるが給与月額ではないかというようなご質問がありました。こちらにつきまして、第2条には、特別職の職員の給料額は別表第1によると規定されておきまして、その別表第1は毎月支給される給料月額を表記しているものでございます。一方、教育長の給与には給料と旅費と期末手当がありまして、旅費は第3条、期末手当は第4条に規定されております。

以上でございます。

委員長　はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、日程第3　教育行政報告を教育長よりお願いいたします。

〔教育行政報告〕

- 教育総務課長 1 教育委員会後援名義について
- 学務課長 1 平成30年9月1日現在の児童・生徒数について
2 毒劇物管理状況点検の実施について
3 平成30年度第2回東京都市学事・保健・給食担当課長会について
4 平成30年度第1回稲城市立学校給食共同調理場運営委員会について
5 児童・生徒数・学級数（平成30年9月1日現在）について
- 指導課長 1 担当者事業について
2 推進事業について
3 研修事業について
4 教育センター関係について
- 生涯学習課長 1 社会教育委員関係について
2 芸術文化活動の振興について
3 成人式関係について
4 文化財の保護と普及について
5 生涯学習推進事業について
6 学校施設コミュニティ開放事業について
7 放課後子ども教室参加状況について
8 公民館主催事業の実施状況について
9 iプラザの主な主催事業の実施状況について
10 平成30年8月生涯学習課利用統計について
- 体育課長 1 スポーツ推進委員協議会関係について
2 市立公園内体育施設管理運営について
3 社会体育施設管理運営について
4 学校開放事業について
5 体力づくり運動推進事業について
6 地域市民プール運営事業について
7 市民体育大会関係について
8 東京ヴェルディ支援推進事業について

- 学校給食課長
- 1 2学期学校給食開始について
 - 2 施設見学会・試食会について
 - 3 学校給食共同調理場衛生管理研修会について
 - 4 学校給食野菜に関する圃場見学会について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について
 - 3 分館の主催事業について
 - 4 城山体験学習館の主な事業について
 - 5 地域との連携について
 - 6 視察について
 - 7 図書館の利用状況(平成30年8月)について

委員長 教育行政報告が終わりました。
次に、日程第5 第27号議案「稲城市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則」を議題といたします。
教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、稲城市教育委員会公告式規則の一部を改正する必要があるので、本案を提出するものです。
詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。

委員長 教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う条例改正につきましては、先月の教育委員会でご審議をいただきまして、平成30年の第3回市議会定例会に上程させていただきましたが、今回は同様に教育委員会の規則等の改正廃止について、第27号議案から第34号議案までご審議いただくものでございます。

まず、第27号議案「稲城市教育委員会公告式の一部を改正する規則」でございます。恐れ入りますが、議案書及び議案概要説明書をごらんください。改正の内容についてご説明をいたします。

まず、法律の条例によりまして、「第14条」を「第15条」に改めます。また、第3条中、「委員長」を「教育長」に改めます。

付則につきましては、施行期日を交付の日からとし、経過措置として法の付則第2条第1項の場合、いわゆる現教育長の在任中の場合は改正後の規則は適用せず、改正前の規則が効力を有することを規定しております。

委員 長 ありがとうございます。

以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。何かございましたら、どうぞ。よろしいですか。

(なしの声あり)

委員 長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第27号議案「稲城市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第27号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 第28号議案「稲城市教育委員会会議規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、稲城市教育委員会会議規則の一部を改正する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。

委員 長 教育総務課長、お願いいたします。

教育総務課長 第28号議案「稲城市教育委員会会議規則の一部を改正する規則」でございます。恐れ入りますが議案書及び議案概要説明書をごらんください。改正の内容についてご説明をいたします。

本則中「委員長」を「教育長」に改めます。

第5条中「委員の議席」の前に「教育長及び」を加えます。こちらは、教育長が教育委員としての身分を持たなくなることによるものでございます。

第2章の章名を次のように改めます。「削除」。

第6条及び第7条を次のように改めます。「第6条及び第7条 削除」。これは、委員長が廃止となることによる改正でございます。今回は削って、章からですね、条を詰めるという形ではなくて削除という形で改める改正をしております。

第13条中「出席委員」を「出席した教育長及び委員」に改めます。

続きまして、第22条中「委員」の前に、「教育長及び」を加えます。

それから、第25条中（2）「出席委員」を「出席した教育長及び委員」に改めます。

それから、第30条中「を通じて委員長」を削ります。

付則については、第27号議案と同様でございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

（なしの声あり）

委員長 それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第28号議案「稲城市教育委員会会議規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

委員長 挙手全員であります。よって、第28号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 第29号議案「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する必要があるもので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。

委員長 教育総務課長、お願いいたします。

教育総務課長 第29号議案「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」でございます。恐れ入りますが、議案書及び議案概要説明書をごらんください。改正の内容についてご説明を申し上げます。

法律の条ずれによりまして、「第18条」を「第17条」に改めます。

付則については、第27号議案と同様でございます。

以上でございます。

委員長 はい、ありがとうございました。

以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。よろしいですか。

(なしの声あり)

委員長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第29号議案「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第29号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 第30号議案「稲城市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴い、稲城市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。

委員長 教育総務課長。

教育総務課長 第30号議案「稲城市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則」でございます。恐れ入りますが、議案書及び議案概要説明書をごらんください。改正の内容についてご説明いたします。

本則中「委員長」を「教育長」に改めます。

第1条中「、年令」を削ります。こちらは法改正に伴うものではございませんけれども、傍聴人の年齢については必要がないと考えて、今回、削除するものでございます。

それから、第3条中「定員とする。」の後に、「ただし、教育長が必要と認める場合は、これを変更することができる。」を加えます。こちらも法改正に伴うものではございませんけれども、教科書採択等で傍聴を希望する方が多数いらっしゃるにしまして、20名を超えて収容できる会場を確保できる場合があるため、加えるものでございます。

付則については、第27号議案と同様でございます。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。特にございませんか。

(なしの声あり)

委員長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第30号議案「稲城市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第30号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9 第31号議案「稲城市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、稲城市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則を改正する必要があるもので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。

委員長 教育総務課長、お願いいたします。

教育総務課長 第31号議案「稲城市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則」でございます。恐れ入りますが、議案書及び議案概要説明書をごらんください。改正の内容についてご説明をいたします。

まず第1条中「第25条」を「第26条」に改めます。

また、新設された法25条第3項に「教育長は、教育委員会規則で定めることにより、第1項の規定により委任された事務または臨時に代行した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない」という規定によりまして、規則第1条第2項として「2 教育長は、前項の規定により委任された事務の管理及び執行状況を教育委員会に報告しなければならない」を加えます。

付則については、第27号議案と同様でございます。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。特にございませんか。

(なしの声あり)

委員長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第31号議案「稲城市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第31号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 第32号議案「稲城市教育委員会公印規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、稲城市教育委員会公印規則を改正する必要があるもので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。

委員長 教育総務課長、お願いいたします。

教育総務課長 第32号議案「稲城市教育委員会公印規則の一部を改正する規則」でございます。恐れ入りますが、議案書及び議案概要説明書をごらんください。改正の内容についてご説明をいたします。

教育委員会委員長及び委員長職務代理者が廃止となりますので、別表第1中、別表第2中、稲城市教育委員会委員長印、稲城市教育委員会委員長職務代理者印を削除に改めます。

また、別表第2中、稲城市教育委員会委員長印、稲城市教育委員会委員長職務代理者印を削除に改めます。

付則については、第27号議案と同様でございます。以上でございます。

委員長 はい、ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

(なしの声あり)

委員 長 それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより、第32号議案「稲城市教育委員会公印規則の一部を改正する規則」
を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第32号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第11 第33号議案「稲城市教育委員会教育長の職務代理者を定める
規則を廃止する規則」を議題といたします。
教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改
正する法律の施行に伴い、稲城市教育委員会教育長の職務代理者を定める規則
を廃止する必要があるので、本案を提出するものです。
詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。

委員 長 教育総務課長、お願いいたします。

教育総務課長 第33号議案「稲城市教育委員会教育長の職務代理者を定める規則を廃止する
規則」でございます。恐れ入りますが、議案書及び議案概要説明書をごらんく
ださい。改正の内容についてご説明をいたします。
教育長の職務代理者を定める規則につきましては、法律第20条第2項に基づ
きまして、教育長の事務方の職務代理者について規定しておりましたが、法律
第20条が廃止されたことにより廃止するものでございます。教育長の職務代理
者につきましては、法律第13条第2項によりまして、教育長があらかじめ指名
する委員がその職務を行うこととなります。
付則については、第27号議案と同様でございます。以上でございます。

委員 長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいた
します。
特にご質問等はないようですが、よろしいですか。

(なしの声あり)

委員 長 それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより、第33号議案「稲城市教育委員会教育長の職務代理者を定める規則を廃止する規則」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第33号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第12 第34号議案「教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程」を議題といたします。
教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長の権限に属する事務の一部委任規程を改正する必要があるもので、本案を提出するものです。
詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。

委員 長 教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 第34号議案「教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程」でございます。
恐れ入りますが、議案書及び議案概要説明書をごらんください。改正の内容について、ご説明をいたします。
法律の条ずれによりまして、第1条中「第26条第2項」を「第25条第4項」に改めます。
付則については、第27号議案と同様でございます。以上でございます。

委員 長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。ご質問等はよろしいですか。

(なしの声あり)

委員 長 それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより、第34号議案「教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第34号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第14 「報告事項」です。「平成30年度稲城市学力調査結果概要について」を指導課長より説明をお願いいたします。指導課長、お願いします。

指導課長 平成30年度稲城市学力調査結果の概要につきまして、報告させていただきます。お手元のA3の資料の1枚目をごらんください。

稲城市学力調査につきましては、平成29年度から始まった事業でございます。今年度実施2年目となります。

本調査の目的につきましては、学習指導要領において習得が求められている各教科の内容について、稲城市立中学校の生徒一人一人の学力の定着状況、定着の傾向、学力と学習状況の相関関係、学力と生活習慣等との相関関係を調査することにより、教員の指導方法の改善を図り、生徒一人一人の確実な学力向上に資することでございます。

調査の対象につきましては、中学校第1学年生徒でございます。

調査の内容でございますが、教科に関する調査と学習や生活についてのアンケートの大きく二つございます。

教科に関する調査につきましては、国語と数学につきまして、小学校で学習した内容の範囲から出題されております。

学習や生活についてのアンケートにつきましては、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する調査を行いました。

調査日につきましては、平成30年4月26日に市内の全中学校において実施しております。

1枚目の右側です、調査結果につきましてご説明申し上げます。なお、調査結果の報告に当たりまして、学力調査により測定できるのは学力の特定の一部であることと、本調査の目的が教員の指導方法の改善を図ることであるという趣旨を踏まえまして、本調査の結果をもって学力全体の評価を行うものではないということを申し添えさせていただきます。

教科に関する調査の結果概要の表をごらんください。記載してございます全国の平均得点率につきましては、委託業者が本市と同じ調査を実施している全国の自治体のこれまでの結果を踏まえ、到達度の目安として示しているものでございまして、全国の平均得点率の値につきましては、昨年度と同じ数値となっております。

本市の調査結果につきまして、ご説明いたします。

稲城市の平均得点率につきましては、国語、数学の全ての領域におきまして、全国の平均得点率を上回っております。

国語につきましては、記載のとおりでございますが、特に適切に話し合うことや文のつながりや表現を工夫して書くこと、説明的な文章を読むことの小領

域におきまして、十分定着が図られていると考えられます。課題といたしましては、話すこと、聞くことの領域における適切な言葉を選び話すことの項目、また読むことの領域における語句の構成を理解することの項目につきまして課題が見られました。

数学につきましては、資料の活用の領域におきましては、定着が図られていると見られます。また、小領域につきましては、約数、倍数、平均、単位数当たりの大きさの小領域におきまして十分定着が図られていると考えられます。課題といたしましては、数と式の領域における小数の仕組みとその計算の項目につきまして課題が見られました。

続きまして、学習や生活についてのアンケートの結果につきまして、ご説明申し上げます。詳細につきましては2枚目以降に記載してございますが、主だったものを1枚目の右下のところに記載させていただきましたので、その内容につきましてご説明いたします。

1の学校へ行くのは楽しいという設問につきましては、肯定的な回答が約92%であり、小学校から中学校へ進学し、多くの生徒が中学校生活を楽んでいる様子がうかがえます。

また、2の学校や学年の行事に積極的に取り組んでいるという設問ですが、この肯定的な回答は約84%です。

また、6の学校の授業はよくわかるという設問の肯定的な回答が約96%であることから、学校生活にしっかりと取り組んでいる様子がうかがえます。11のノートにまとめるときには、自分なりの工夫をしているという設問の肯定的な回答が約87%です。

また、12のテストが返されたとき、点だけでなく、どこがまちがっているかを調べるという設問の肯定的な回答は約90%であることから、学習に対してもしっかり取り組もうとしている様子がうかがえます。

一方、5の困ったときに、相談できる先生がいるという設問の否定的な回答が約25%、それから9の授業で分からないことが残ったときには、休み時間や放課後に先生や友達に聞くようにしているという設問の否定的な回答が約37%という結果でございました。これにつきましては、平成29年度の調査でも同様の傾向がございまして、生徒と教員とのコミュニケーションのところに若干の課題が見られますが、ただ、本調査につきましては実施時期が中学校の第1学年の4月でありますことから、まだ生徒と教員とのコミュニケーションが十分でない時期ということによる結果ということも考えられますので、今後、学校生活を通しまして、生徒と教員との信頼関係を構築することで肯定的な回答がふえるよう努めることが大切であるというふうに考えております。続きまして、資料の2枚目以降は、学習や生活についてのアンケートの結果と教科に関する調査の平均得点率とのクロス集計の結果でございます。

まず、資料No.2の右側の9です。先ほどありました授業で分からないことが残ったときには、休み時間や放課後に先生や友達に聞くようにしているという設問につきまして、肯定的な回答をした生徒が平均得点率が高いという傾向がございます。わからないことを積極的に解決しようとする意欲を高めるということが大切であると考えられます。

また、その下、10の授業で習ったことは、その日の内に復習をしているという設問につきましても、肯定的な回答をした生徒のほうが平均得点率が高い傾向にあり、家庭学習への取り組みと学力の相関関係が見られます。この設問につきましては、否定的な回答が約41%であることから、家庭学習を促す工夫が必要であると考えられます。

続きまして、No.3をごらんください。11、12、13の3つの設問につきましては、肯定的な回答をした生徒のほうが平均得点率が高い傾向にあります。これにつきましては、平成29年度も同様の傾向がございました。11のノートをもとめるときには、自分なりの工夫をしているの設問からは、ノート指導が重要であるということ、また、12のテストが返されたとき、点だけでなく、どこが間違っているかを調べるという設問からは、学習の振り返りが大切であるということが考えられます。

また、13のもっと勉強して、いろいろなことを知りたいと思うという設問からは、学習に対する意欲を高める指導の工夫が大変大切であるということが考えられますので、今後の各学校の指導に活用していくことが大切であると考えております。

続きまして、資料のNo.4をごらんください。26の、あなたは、本をよく読みますかの設問につきましては、肯定的な回答をした生徒のほうが平均得点率が高い傾向にあり、学力と読書活動の相関関係が見られます。

その下、27のあなたは、次の日に学校があるとき、何時ごろに寝ますかの設問につきましては、午後9時から12時までの間に寝る生徒の平均得点率のほうが、午後12時以降に寝る生徒の平均得点率より高いということがわかります。これにつきまして、平成29年度の調査では、午後12時以降に寝る生徒の割合が3.8%だったのに対して、今回の平成30年度の午後12時以降に寝る生徒の割合は7.2%と大きくなっておりまして、こういった気になる傾向も今回の調査から見られます。

その他の設問の詳細につきましては、後ほどお手元の資料でご確認いただけたらと思います。

各中学校におきましては、現在、学校ごとに自校の調査結果を分析いたしまして、成果と課題を明らかにし、授業改善推進プラン等に反映して、授業改善に活用しているところでございます。今回の調査は中学校第1学年の4月の調査であることから、今後の中学校における指導を通して、課題が改善されるよう取り組んでまいります。

また、稲城市学力調査につきましては、今年度で第2回目の調査でありますことから、次回以降は調査結果の経年変化にも着目して参りたいと考えております。

以上、平成30年度稲城市学力調査結果の概要についてのご報告とさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。

以上で、報告事項の説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

どうぞ、城所委員。

城所委員 今、指導課長のご説明で、一番印象的だったのは、1学年の4月26日に実施された学力調査ですよということです。指導方法の改善という部分では、小学校の教員にもフィードバックする必要があると考えますが、その辺はいかがでしょうか。

委員長 指導課長。

指導課長 学力調査の結果を小学校に提供することにつきましては、小学校別に調査結果の集計を行っておりません。小学校を卒業した児童が進学する複数の中学校の結果を小学校に提供するという事は、中学校間の序列化を図るということにもつながりますので、教育委員会からは直接小学校に結果を提供することは行っておりません。しかしながら、小学校と中学校の間で連携して学力向上を図ることは大切なことだと認識しております。校長会等を通じまして、学力調査の趣旨を踏まえた形で調査から伺える課題であったり、中学校における授業改善の方策等については、中学校ブロックごとに小・中学校間で情報を共有し、必要に応じて実施するよう各学校には指示しているところでございます。

城所委員 関連です。第1学年の4月に学力調査をやる内容の信憑性が、アンケートも含めて、いま一つ実感がありませんが、その辺はどうお考えでしょうか。

委員長 指導課長、お願いします。

指導課長 小学校から中学校に入ってくると環境も大きく変わるということで、中学生は不安を抱えて入ってくる部分も多いと思います。それに応じて各中学校の教員は、子供の実態によって指導をしていかなければいけません。それは学習面でもそうですし。生活面でもそういうことがあります。4月の最初の段階で、子供たちが中学校に入学してどのような気持ちでいるのか、学力の部分で一体

こういったところに課題を抱えているのかということ把握することが、今後3年間の指導を進めていく上での一つの方向性を示すこととなりますので、4月の最初で調査を実施しております。

城所委員 わかりました。

委員長 ありがとうございます。
ほかにはいかがでしょうか。
澁谷委員。

澁谷委員 関連です。4月の最初に学力テストを行うことは、私もそのように理解しておりますが、例えば信頼できる先生がいるかといった場合、それが今のことなのか、小学校時代なのか、そのようなことから先生との関わりを見ることができのかなと思っておりますが、いかがですか。

委員長 指導課長。

指導課長 この学習意欲と生活面のアンケートにつきましては、普段の学校生活、家庭生活、人間関係、学習、学校行事に対する意欲など、できるだけ広範囲のところで最初に調査を行いたいと考えております。委託業者は、これまで複数の自治体で様々な調査を行っている実績があります。委託業者と協議をしながら、委託業者にアンケートを作成していただいております。

委員長 どうぞ。

澁谷委員 試験があったときの自宅での振り返りが多いということは、小学校時代からの指導が行き届いているのではないかと私どもは見ておりますが、その辺のところはいかがですか。

委員長 指導課長。

指導課長 学校から聞き取りを行ってはいないので、細かい実態については把握していませんが、今、お話があったように、小学校での指導の部分で子供たちにプラスで働いていることについては、引き続き中学校でも続けていって欲しいという思いがあります。アンケートの結果については、小・中学校で共有しながらいいところは継続していく、また課題については改善していくということで、取り組んでいくよう指導していきたいと考えております。

委員長 いかがでしょうか。どうぞ。

今泉委員 10分間でアンケートを回答するかと思いますが、中には回答できてない子供というのも存在していますか。回答時間は、10分間で切っているのでしょうか。

委員長 指導課長、どうぞ。

指導課長 調査を行う前に、各中学校の担当者を集めまして、実施の仕方について、指導課で説明会を行っております。教科に関する調査につきましては、45分間で時間を区切って行っておりますが、生活や学習についてのアンケートにつきましては、実施時間は10分を目安とし、生徒の状況に応じて各学校の判断により、調査時間を延長しても構わないというふうに指示をしておりますので、アンケートに答えられるようにと十分な時間をとっていただけるというふうに考えております。

今泉委員 なるべくどれかに丸をつけてもらおうという趣旨にはなっているということでしょうか。

指導課長 はい。

今泉委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 ありがとうございます。

澁谷委員 一ついいですか。

委員長 どうぞ。

澁谷委員 この調査時期のことばかりで申しわけないんですけど。例えば秋ぐらいにやれば、もっと現実的な数字がわかるような気がするんですけど、そういうわけにはいかないんですか。

委員長 どうぞ。

指導課長 調査結果を授業の改善に活用するというのが目的になっています。例えば、秋に調査を行いますと、結果が返ってくるのが3学期なってしまいます。そうすると授業改善になかなか生かせないということで、今回、4月に調査を行いました。調査結果が戻ってくるのが6月でございます。そうしますと夏休み前の段階で生徒にアドバイスができますし、夏休み中に教員が授業改善をするた

めに十分に計画を練って、2学期から改善に生かせるということありますので、この時期に設定しております。

澁谷委員 なるほど、わかりました。

委員長 ほかにはいかがでしょうか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、日程第4 第26号議案「平成30年度稲城市教育委員会職員の人事について」、日程第13 「協議事項」を議題といたします。

第26号議案は人事案件、協議事項は議会報告前の案件であることから、秘密会といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって、第26号議案、協議事項は秘密会といたします。本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

※関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

(これより第26号議案、協議事項は秘密会)

秘密会議録は別紙

(これにて第26号議案、協議事項の秘密会は終了)

委員長 再開いたします。

これより、第26号議案「平成30年度稲城市教育委員会職員の人事について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第26号議案は原案のとおり可決いたしました。
以上で議事日程は全て終了いたしました。
これにて閉会といたします。

(午後 3 時50分閉会)